

法務省民二第304号

平成27年6月10日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

(東京, さいたま, 静岡, 神戸, 和歌山及び旭川以外は, 参考送付)

法務省民事局民事第二課長

(公 印 省 略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について (依命通知)

標記については, 平成26年12月25日付け法務省民二第852号法務省民事局長通達 (以下「本通達」という。) において, 本通達の別紙の3及び8については本年2月23日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが, 当該登記所ごとに別に定める日 (本年7月分) については, 下記のとおりとされましたので, 通知します。

記

1 平成27年7月6日 (月)

東京法務局	新宿出張所
同	練馬出張所
同	府中支局
さいたま地方法務局	東松山支局
同	春日部出張所
同	本庄出張所
静岡地方法務局	富士支局
同	下田支局
和歌山地方法務局	田辺支局
同	湯浅出張所

旭川地方法務局

同 稚内支局

同 紋別支局

2 平成27年7月13日（月）

東京法務局 中野出張所

同 北出張所

同 江戸川出張所

さいたま地方法務局 川口出張所

同 鴻巣出張所

同 飯能出張所

静岡地方法務局 熱海出張所

同 袋井支局

和歌山地方法務局 御坊支局

同 岩出出張所

旭川地方法務局 名寄支局

同 留萌支局

3 平成27年7月21日（火）

東京法務局 台東出張所

同 世田谷出張所

同 田無出張所

さいたま地方法務局

静岡地方法務局

同 清水出張所

同 磐田出張所

神戸地方法務局

同 三田出張所

同 八鹿出張所

和歌山地方法務局

同 新宮支局

同 橋本支局